

受注者の皆様へ

～ 土木工事における出来形数量の根拠資料の一部省略について ～

東京都財務局

土木工事における出来形数量の根拠資料の一部省略について

東京都財務局

概 要

- 都では、受注者の皆様の負担軽減を図るため、土木工事については、令和6年11月以降の発注工事等において、完了検査時における出来形数量に関する根拠資料の一部を省略しています。
- 東京都土木工事標準仕様書の当該箇所の記載については、以下のとおり取り扱うこととしています。

1 当面の対応 特記仕様書に次のとおり記載

【記載例】

東京都土木工事標準仕様書1.1.11出来形数量の算出については、以下のとおりとする。

(1) 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施しなければならない。

(2) 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員に提出しなければならない。

出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、発注者が別途定める土木工事施工管理基準を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

2 対象工事

令和6年11月1日以降に起工（決定）する土木工事は、特記仕様書に記載

令和6年10月以前に起工した工事及び既契約工事は、受発注者間で協議

土木工事における出来形数量の根拠資料の一部省略について

東京都財務局

出来形数量の根拠資料とは

- 土木工事においては、完成した構造物の寸法を測量し、その結果を基に出来形数量を算出することとしており、**これまで、検査時に出来形数量に係る算出の根拠資料を全てご提出いただいていた**いました。なお、出来形数量の根拠資料とは、以下の資料を指します。
- (1) 出来形図
出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び管理基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した図面
 - (2) 測定結果表
出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び管理基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した表
 - (3) 出来形数量内訳書
全工種について最終設計変更後の数量と実施数量（合算）を対比した一覧表
 - (4) 出来形数量計算書
出来形数量内訳書における実施数量の根拠となる数量計算書（出来形測量の実測値を合算）
- 今回の取扱いにより、出来形測量の結果が、発注者の別途定める土木工事施工管理基準を満たしていれば、出来形数量は設計数量とします。**検査時に(3)出来形数量内訳書及び(4)数量計算書の提出は不要**となります。（別紙参照）

	従前	令和 6 年11月以降の発注工事等
出来形数量の根拠資料	(1)出来形図、(2)測定結果表 (3)出来形数量内訳書、(4)出来形数量計算書	(1)出来形図、(2)測定結果表
出来形数量の算出	出来形測量の実測値を合算した数量	出来形測量の結果が施工管理基準を満たしていれば、設計数量

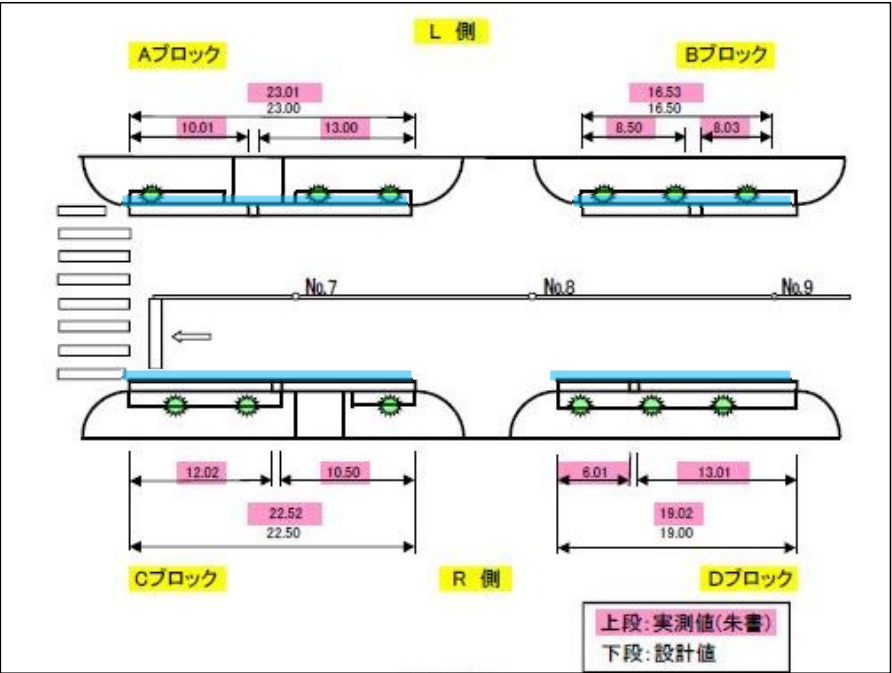
※既済部分検査にあたっては、検査対象数量の説明又はその根拠資料の提示を求める場合があります。

出来形数量の根拠資料（例）

（別紙）

(1)出来形図・（2）測定結果表(設計値と実測値)

(1) 出来形図



(2)測定結果表

測定箇所	測定月日	設計値(mm)	実測値(mm)	差 (mm)	規格値(mm)	摘要
高さ(h1)	8/18	160	160	± 0	-30	
高さ(h2)	9/1	250	255	+ 5	"	
延長 (L) Aブロック	9/1	23,000	23,010	+ 10	-200	

(3)数量内訳書(設計数量と出来形数量)

工種	形状・寸法	単位	A 当初契約 数量	A' 変更契約 数量	B 検査済 数量	C 今回検査 対象数量	D 実施数量	D-C 増△減	摘要
〇〇工		m							
街渠工		m	81.0		0	81.0	81.08	+ 0.08	別添計算書
△△工		m ²							

(4)数量計算書(出来形数量の根拠資料)

位 置		計算式	計(m)		摘要
L側	Aブロック	10.01+13.00	23.01	実施	
			23.00	設計	
	Bブロック	8.50+8.03	16.53	実施	
			16.50	設計	
	L側合計		39.54	実施	
			39.50	設計	
R側	Cブロック	12.02+10.50	22.52	実施	
			22.50	設計	
	Dブロック	6.01+13.01	19.02	実施	
			19.00	設計	
	R側合計		41.54	実施	
			41.50	設計	
出来高数量			81.08		
設計数量			81.00		
増 減			増 0.08		

留意事項

1 令和6年10月以前に起工した工事及び既契約工事について

- 特記仕様書に出来形数量の根拠資料の一部省略について記載されていない令和6年10月以前に起工した工事及び既契約工事については、発注者との間で検査時に根拠資料の提出を求めない旨の協議を行い、合意していることが必要となります。

なお、協議については口頭ではなく文書で行う必要があります。

- 具体的な協議方法については、監督員にご相談ください。

2 測定結果表について

- 測定結果表については、工種に漏れがないか確認するとともに、各局で定める施工管理基準等に基づき、全て規格値を満足しているかなどを確認し、監督員へ提出してください。
- 工事の種類、規模、施工条件等により、施工管理基準によりがたい場合や、基準、規格値が定められていない工種については、事前に監督員と協議してください。